

名福子第 175 号
令和 3 年 5 月 24 日

放課後児童クラブを利用する児童の保護者 各位

名護市長 渡具知 武豊
(公 印 省 略)

沖縄県緊急事態宣言の発出に伴う名護市放課後児童クラブの対応について (お願い)

日頃より名護市の放課後児童健全育成事業にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、沖縄県緊急事態宣言が令和 3 年 5 月 23 日～6 月 20 日の期間で発令されました。

放課後児童クラブにおいては引き続き、感染症対策や児童・職員の健康管理を徹底した上で、原則開所とする方針が示されております。

保護者の皆さまにおかれましては、令和 3 年 4 月 16 日付で通知した「新型コロナウイルス感染症対策に係る名護市放課後児童クラブの対応について (依頼)」より、引き続きご家庭での保育が可能な方は、家庭保育にご協力をお願いいたします。また、ご家庭での健康管理や感染予防を徹底していただき、児童やご家族に発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合には放課後児童クラブの利用を控えるようお願いいたします。

なお、学年閉鎖や学級閉鎖で児童が学校の登校を控える場合は、感染拡大防止のため、放課後児童クラブの利用につきましてもお控えくださいますようお願いいたします。

この家庭保育協力依頼に関しましては、新型コロナウイルス感染者の発生等による臨時休所の場合を除き、放課後児童クラブをお休みした場合の日割り利用料の返還はございませんので、ご了承ください。

また、この対応は令和 3 年 5 月 24 日時点のものであり、今後の状況により変更がある場合があります。

記

1. 期間： 令和 3 年 5 月 23 日～令和 3 年 6 月 20 日

※期間につきましては、今後の感染状況等により変更となる場合があります。

名護市こども家庭部 子育て支援課 連絡先：0980-53-1212 (内 110)
